

諮問日：令和元年10月28日（令和元年度（最情）諮問第50号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（最情）答申第20号）

件名：精神疾患による休職発令を受けた裁判所職員のうち、復職した人数が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「精神疾患による休職発令を受けた裁判所職員のうち、復職した人数が分かる文書（平成21年度以降の、毎年度の人数が分かるもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年9月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、「全国の裁判所において精神疾患による休職発令を受けた裁判所職員のうち、復職した人数が分かる文書（平成21年度以降の毎年度の人数が分かるもの）」と解されるが、裁判所において司法行政事務を処理するに際し、現状において、精神疾患による休職発令を受けた裁判所職員のうち、復職した人数を年度ごとに集計した文書を作成する必要はないため、対象となる文書を作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年10月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年8月21日 審議
- ④ 同年9月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判所において司法行政事務を処理するに際し、現状において、精神疾患による休職発令を受けた裁判所職員のうち復職した人数を年度ごとに集計した文書を作成する必要はないことから、本件開示申出文書は作成し又は取得していないとのことである。裁判所において職員の健康管理に関する施策を企画し、それを遂行するに当たり、本件開示の申出に係る人数を集計することについては、その施策の性質に照らしてみれば、必ずしも必須であるとは推察されず、また、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、職員の健康状況等に関する情報は必要な範囲で適宜把握されていると認められることからすれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子